

旭川市おやこサポート事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市おやこサポート事業実施業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

アクセシビリティが高い市中心部において、妊娠期から利用できる居場所を提供するとともに、「学び」、「楽しさ」、「安心」の3つの視点から多様なサポートプログラムを実施することで、妊娠期から乳幼児期までの一貫した切れ目のない支援に資する。

第2 業務概要

1 業務名 旭川市おやこサポート事業実施業務

2 業務内容

おやこ応援課内のプレイルームにおいて、妊婦や親子が気軽に滞在できる居場所を提供するとともに、保護者の子育てスキルの向上を図るとともに、子ども又は子育てとの適切な距離感の確保により子育て負担を軽減するため、多様なプログラムを実施する。

3 履行期間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は6,536,266円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があつた場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

第3 契約担当課

〒070-8525 旭川市1条通8丁目187番地の1 ツルハ旭川中央ビル2階
旭川市子育て支援部おやこ応援課子育てサービス係

電話 0166-25-9738

FAX 0166-26-0506

e-mail oyakoouen@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿に登録されている法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

ただし、上記(1)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。

ア 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの

イ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

ウ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））

※3か月以内のもの

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）及び参加表明書において必要に応じて求める添付書類

イ 誓約書（様式2）

ウ 会社概要書（様式3）

(2) 提出期限 令和6年2月19日（月）午後5時00分

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法

持参又は書留による郵送によること（郵送による場合は事前に連絡すること。）。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年2月20日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者には、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者には、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和6年2月22日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年2月27日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) おやくわくわくひろば運営業務

- ・本業務を履行するための人員配置・従事する職員の資格・役割分担及び安全管理体制等について、説明すること。
- ・配置する遊具・雑貨等について説明すること。
- ・入場者の入退管理方法について説明すること。

(2) おやく応援プログラム実施業務

- ・親子又は保護者を対象として、子育てに関する知識や経験の向上に資する講座の内容・講師等及び頻度について、説明すること。
- ・親子で参加できるプログラム（運動、スポーツ、文化・芸術等）、妊婦が妊娠期間を楽しみ、出産に前向きになれるようなプログラム及び保護者が自身のことを考え前向きになれるようなプログラムの内容・講師等及び頻度について説明すること。
- ・保護者が安心かつ集中しておやく応援プログラムに参加できるよう実施する子どもの見守りの実施方法・人員配置・従事する職員の資格及び安全管理体制等について、説明すること。
- ・参加者の予約管理方法及びアンケート調査・集計方法等について説明すること。

(3) 広告・周知等

- ・当該業務の周知方法等について説明すること。

(4) 必要経費について

- ・本業務の遂行に当たり必要な経費の費用積算内訳について説明すること。

(5) 事業実績について

- ・過去の妊婦及び子育て世帯を対象とするイベントの企画・開催実績及びノウハウについて説明すること。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙

(2) 業務に係る事業費積算内訳

人件費、報償費、需用費（消耗品費、備品購入費等）、通信運搬費、保険料等の各項目の費用積算額について示すこと。

(3) その他必要な書類

3 提出方法等

(1) 提出期限 令和6年3月1日（金）午前12時00分

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は書留による郵送によること（郵送による場合は事前に連絡すること。）。

(4) 提出部数 正本1冊、副本6冊

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式5）
 - イ 提出期間 参加表明書に係る質問は令和6年2月13日（火）午後5時00分まで
企画提案書に係る質問は令和6年2月26日（月）午後5時00分まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、わくわく・安心子育ての場企画運営業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) おやこわくわくひろば運営業務について

(2) おやこ応援プログラム実施業務について

(3) 広告・周知方法等について

(4) 積算金額について

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位をつけ、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送によること（郵送による場合は事前に連絡すること。）。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年3月22日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 毎月後払いとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和6年1月29日（月）から令和6年2月19日（月）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和6年2月20日（火）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和6年3月1日（金）まで
ヒアリング等	令和6年3月6日（水）（企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和6年3月中旬
契約締結	令和6年4月1日